

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止について【2022年度9月改訂版】

本校の、当面の新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の基準は以下の通りです。ご確認ください。 ※下線部を改訂しました。

対象となるケース	出席停止期間	届出の様式
生徒が感染者となった場合	治癒するまで	様式1
生徒が濃厚接触者となった場合	保健所・医療機関に指示された期間 保健所・医療機関から指示がない時は、 ① 感染者との最終接触日の翌日から5日間。(6日目から登校可能) ② 感染者との最終接触日の翌日から2日目及び3日目に抗原定性検査キット(薬事承認されたもの)で実施した結果が、2回とも陰性となった。(3日目から登校可能) ※①②いずれの場合であっても、一定の発症リスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を求める。	様式2-1
生徒に発熱等の風邪症状がある場合	① 発熱等の風邪症状がある場合 解熱後24時間が経過し、症状が軽快または呼吸器症状が改善傾向となるまで ② 新型コロナウイルスの抗原定性検査およびPCR検査を受けた場合 陰性の検査結果が判明した日までの期間	様式2-2
基礎疾患がある生徒が、医師から登校すべきではないと判断された場合	医師が登校を認めるまで	様式3
同居する家族等が発熱などの風邪症状がある場合	解熱後24時間が経過し、症状が軽快または呼吸器症状が改善傾向となるまで	様式2-2
生徒が海外から帰国した場合	外務省より指示された期間	様式4
生徒が海外から帰国した家族と同居した場合	外務省より指示された期間	様式4

新型コロナウイルスワクチン接種について

生徒本人がワクチン接種のために学校を遅刻・早退・欠席をしなければならない場合	様式2-2に「ワクチン接種日および(〇回目)」を明記する。
本人にワクチン接種の副反応とみられる体調不良がある場合	様式2-2に「ワクチン接種の副反応による」と明記する。

※ 同居家族の方にワクチン接種による副反応(発熱等)がある場合は、登校自粛の必要はありません。